

「第2次静岡市消費生活基本計画（案）及び「静岡市消費者教育推進計画（案）」への意見

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

日頃の消費者行政推進のご努力に感謝申し上げます。

標記の計画について意見を上げさせて頂きますが、具体的な計画が分からない中での意見となりますので、適格さを欠くことがありましたらご容赦ください。

1. 地域コミュニティの拡充について

消費者が現代社会へ対応していく上で、地域コミュニティの重要性が様々に指摘されています。

基本方針6「消費者を取り巻く環境の変化への対応」の今後の方向性として、「地域コミュニティの拡充」という課題を設定し、消費者教育推進計画の基本方針「消費者被害からの迅速な救済」の基本施策に「地域コミュニティの拡充」を位置付けることを提案します。

2. 静岡市消費生活基本計画の期間について

第2次静岡市消費生活基本計画の期間をH27～34としていますが、期間の長さにより弊害が出ないか心配されます。

県の総合計画に合わせた期間設定となっておりますが、現在の消費者を取り巻く環境の中で、8年間という期間の設定は長すぎると思われる。毎年の「見直し」による修正の範囲ではカバーできない状況も想定され、期間の短縮を望みます。

3. 消費者教育推進計画 基本方針2に基づく施策について

消費者政策への意見の反映のために、「消費者及び消費者団体の意見や要望等を反映するための機会の提供に努める」ことは歓迎いたします。

消費者からの意見表明は消費者市民社会構築に向けた重要事項とも考えますので、より多くの意見をもらえるように、例えば、全体に対する意見の募集とともに具体的に絞った内容への意見募集を行うなど、工夫をお願いいたします。

4. 消費者教育推進計画の基本的な方向について

重点領域に静岡市として「食」と「防災」を位置付けたことは共感します。具体的な計画の中に、確実に落とし込んで頂くよう希望します。

5. 消費者教育推進のための連携について

イメージ図にある「地域コーディネータ」は、どんな立場の方を想定しているのか、また、そのコーディネータが受け持つ地域ネットワークは、どの程度の規模を想定しているのかが分かれば、よりイメージ図が分かりやすくなると思われます。

6. 消費者教育推進計画の推進方策について

ネットワークの充実における「事業者の講師リスト」の作成は良い取組みと思われま
す。可能な事業者や事業者団体においては、講師を継続的に育成して頂きながら、「講座
リスト」の登録をお願いして頂きたいと考えます。

この件につきましてお問い合わせ先は
消費者問題ネットワークしずおか
事務局（静岡県生活協同組合連合会内） 成田
までお願いします
〒420-0031 静岡市葵区呉服町1丁目3-14
YS 静岡呉服町ビル 8階
TEL 054-253-5987
FAX 054-272-6971
e-mail : mt-fuji@msa.biglobe.ne.jp